

# 令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

佐久市では、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化のため特定健康診査を実施している。本業務は、特定健康診査の受診率を向上させるために、データ分析を行い未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案することを目的とする。

そこで、本業務は公募型プロポーザル方式により、委託業者の選考を行い、業務委託の内容が最も優れている者に委託するものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務

### (2) 内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

### (4) 委託料

7,380,000円(消費税込)を上限とする。

※委託料には人件費、郵送料、機器リース料、印刷製本費、通信運搬費等本業務に係る全ての経費を含む。

## 3 参加資格要件

本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類(6(8)本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を参照)を提出し、審査委員会において、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができるものとする。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第109号)による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令167条の11第1項において準用する場合を含む。)又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者で、佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当しない者。
- (6) 他の地方公共団体等の公的機関から令和2年度から令和6年度までに本業務類似の同等人口(9万人)規模以上の受診勧奨業務の受託実績があること。
- (7) LGWANへのアクセスが可能であり、データ収受が可能なこと。

- (8) 個人情報の取り扱いに関して、JIS規格に基づくプライバシーマークを取得している、または個人情報の取り扱いに関してISMS（ISO/IEC27001およびISO/IEC27017）の認証を受けていること。

#### 4 選考日程

内容	期間等
公告	令和8年4月15日（水）
質問の受付（電子メール）	提出期限 令和8年4月20日（月） 17時15分【必着】
質問の回答（ホームページ）	令和8年4月24日（金）
参加表明・企画提案書の受付 （持参または郵送）	提出期限 令和8年5月11日（月） 17時15分【必着】
辞退の受付 （持参または郵送）	提出期限 令和8年5月11日（月） 17時15分【必着】
参加資格審査	実施日 令和8年5月12日（火） 結果通知日 令和8年5月15日（金）
プレゼンテーション （企画提案書による審査）	実施日 令和8年5月21日（木） 結果通知日 令和8年5月26日（火）

#### 5 質問

- (1) 提出期限 令和8年4月20日（月）17時15分まで【必着】
- (2) 提出書類 質問書（様式1）
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信
  - (ア) 送信時件名は、「プロポーザル質問（業者名）」とすること。
  - (イ) 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
  - (ウ) 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。
  - (エ) 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4) 回答方法 令和8年4月24日（金）までに佐久市ホームページで回答する。

#### 6 参加表明

- (1) 提出期限 令和8年5月11日（月）17時15分まで【必着】
- (2) 提出場所 長野県佐久市中込3056番地  
佐久市役所 市民健康部 国保医療課
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留（提出期間内必着）により提出すること。
- (4) 提出書類 次の書類を提出すること。

#### 【参加表明関係】

No.	提出書類	部数	様式及び指定内容
1	参加表明書	1	様式2
2	誓約書	1	様式3

3	組織概要	1	様式4 (組織概要のパンフレット等があれば添付すること)
4	類似の受診業務の実績	1	様式5及び実績が確認できる書類 (契約書の写し等を添付すること。)
5	参加資格要件(8)の プライバシーマーク付事業者であることを証明するもの、または ISMS(ISO/IEC27001およびISO/IEC27017)の認証を受けていることを証明できるもの	1	任意様式 証明できるものの添付

#### 【企画提案書関係】

No.	提出書類	部数	様式及び指定内容
1	企画提案書(表紙)	2	様式6
2	企画提案書(本文)	2	企画提案書は任意様式とする。 ただし、下記(5)企画提案書の内容を盛り込むこと。
3	見積書	2	様式7
4	企画提案書の電子データ	1	紙媒体で提出した企画提案書と同一内容のものをCD等に保存して提出すること。 (正本と副本のそれぞれの内容を収めること)

#### (5) 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記の内容を盛り込むこと。

項目	内容
実施体制	(1) 事業者の概要(設立年、事業体制、組織規模) (2) 実施体制及び人員体制 (3) 危機管理及び個人情報保護体制
業務実績	(1) 様式5に基づき、特定健診受診勧奨事業におけるこれまでの実績について、人口規模・受診率等を示すこと
実施方法	(1) 対象者の抽出及び抽出方法 (2) 通知の仮デザインまたは過去の類似実績におけるデザイン案 (3) スケジュールの提示 (4) 市との役割分担及び業務支援体制 (5) 受診結果の効果検証 (6) 独自提案 (上記にあげた提案内容以外の内容で自由に起案、ただし、独自提案にかかる内容を見積書に記載すること)

- (6) 企画提案書の留意事項
- (ア) 提出は1参加者につき1提案とする。
  - (イ) 提出書類の順にインデックスをつけ、A4サイズ縦ファイルに綴じ、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。
  - (ウ) 資料はカラー、白黒は問わない。
  - (エ) 企画提案書には業務名「令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務」及び参加者名を記載すること。
  - (オ) 企画提案書は正本1部（代表者印押印のもの）、副本1部（参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消すことができない場合は、該当箇所に黒塗り等して対応すること）とする。
- (7) 企画提案書の取り扱い
- (ア) 提出された企画提案書類は、佐久市の了解なく公表及び使用できないものとする。
  - (イ) 提出された企画提案書類は、返却しないものとする。
  - (ウ) 提出書類は、審査に必要な範囲において佐久市が複製できるものとする。
  - (エ) 提出された企画提案書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、最優秀提案者の企画提案書等の使用権は佐久市に帰属するものとする。佐久市が企画提案の報告等のために必要な場合は、企画提案書の内容を無償および無許可で使用できるものとする。
  - (オ) 企画提案書の提出後、佐久市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
  - (カ) 佐久市から提供された文書は、佐久市の了解なく公表又は使用できないものとする。
- (8) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿（以下、名簿）に登録されていない者は、以下の書類を同期限までに1部併せて提出すること。なお、証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする（写し可）。
- 【本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類】
- ア 物品購入等入札（見積）参加願【追加申請様式1】
  - イ 誓約書【追加申請様式2】
  - ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】
  - エ 佐久市税の納税証明書（本市に納税義務がある場合のみ）
  - オ 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - カ 印鑑証明書
  - キ 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
  - ク 申請の直近1年間の財務諸表
  - ケ 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式4】
  - コ 営業（業務）実績書（直近5年間の主な実績）【追加申請様式5】

## 7 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月11日（月）17時15分まで【必着】
- (2) 提出書類 辞退届（様式8）
- (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送によるもの（提出期間内必着）
- (4) 提出先 長野県佐久市中込3056番地  
佐久市役所 市民健康部 国保医療課

## 8 参加資格審査

- (1) 審査日時 令和8年5月12日(火) (予定)
- (2) 審査結果の通知 令和8年5月15日(金) (予定)  
全参加者へ審査結果を通知する他、プレゼンテーション審査への参加を依頼する。

## 9 プレゼンテーション審査

- (1) 審査日時 令和8年5月21日(木)
- (2) 審査場所 佐久市役所 703会議室
- (3) 審査基準 審査基準はプロポーザル審査委員会が定める
- (4) プレゼンテーションの方法  
企画提案書の内容に基づき、非公開でプレゼンテーションを実施する。  
1者につき準備時間5分、プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内、撤収5分の計35分とする。
- (5) 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。
- (6) 審査方法
  - (ア) 実施順は、参加表明・企画提案者の受付順とする。
  - (イ) 選考結果は、全ての参加者に通知する。
  - (ウ) 審査委員が別紙「審査基準書」に基づき、審査・採点する。
  - (エ) 参加者が1者になった場合でも評価を行う。
  - (オ) 審査委員の審査評価点数の合計が最も高い参加者を受託候補者とする。  
ただし、審査評価点数の合計が同数の場合は、審査基準表の「実施方法」のうち、「対象者の抽出方法」及び「デザイン案」の審査評価点の合計が最も高い参加者を候補者として特定する。なお、この審査評価点も同数の場合は、参考見積額の低い参加者を受託候補者とする。
  - (カ) 配点の合計値の6割(60点)を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。
- (7) 留意事項
  - (ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。
  - (イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配付は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、ディスプレイモニター等を使用した説明は可とする。
  - (ウ) プレゼンテーションに必要なPC機材等は、参加者で用意すること。  
ただし、ディスプレイモニター(65型 MAXHUB(WEBカメラ・マイクスピーカー内蔵)、及びHDMI端子は市で用意する。
  - (エ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。
- (8) 審査結果の通知及び公表  
令和8年5月26日(火)にプレゼンテーション審査へ参加した全ての参加者に審査結果を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

## 10 契約の締結等

- (1) 受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

### 1 1 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

### 1 2 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。
- (11) 本プロポーザルに必要な書類等は、佐久市ホームページよりダウンロードすること。

### 1 3 問い合わせ先

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市役所 市民健康部 国保医療課 担当：宮下

TEL：0267-62-3164

FAX：0267-64-1157

Mail: kokuhoiryo@city.saku.nagano.jp

令和8年度 佐久市特定健診受診率向上支援業務  
公募型プロポーザル 審査基準書

分類		評価基準	配点
実施体制	組織概要	事業者の概要は、委託業者として信頼性の高い業務実施が可能か。	5
	実施体制及び人員体制	事業者の実施体制及び人員体制は、委託業者として確実に業務を実施できるか。	5
	個人情報保護体制	個人情報の取り扱いに関する管理体制、情報セキュリティ対策、法令遵守体制は整っているか。	10
業務実績	業務実績	特定健診受診勧奨事業におけるこれまでの実績から、高い業務遂行能力が期待できるか。 ※他の地方公共団体等の公的機関から受注した業務の実績件数（様式5）で評価する。	10
実施方法	対象者の抽出方法	対象者の選定及び抽出方法は、受診率向上に期待できるか。	10
	デザイン案	通知の仮デザインまたは過去の類似実績におけるデザイン案は受診率向上に期待できるか。	10
	実施スケジュール	提示されたスケジュールの期間は、無理なく業務が遂行できる工程か。	10
	市との役割及び実施支援体制	市との役割分担及び業務支援体制は、業務内容を明確に整理した上で、佐久市の業務負担軽減に期待ができるか。	10
	受診勧奨の効果検証	受診勧奨の効果検証（通知後の受診行動や反応状況）は翌年度以降の改善につながる分析が期待できそうか。	10
	独自提案	独自提案は佐久市の実施体制やこれまでに実施した勧奨策を踏まえた上で、工夫された独自の提案になっているか。	15
見積金額	見積金額	市が示した事業費限度額をどの程度下回っているか。	5
		合計点	100点

※配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。